

# 平成 29・30 年度 第 1 回 都市計画審議会の記録

## 1 都市計画審議会の概要

日時：平成 29 年 11 月 10 日（金）午後 2 時 30 分～5 時

会場：上野原市役所 庁議室

### □次 第

#### ■委嘱式

1. 開式のことば
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ
4. 閉式のことば

#### ■都市計画審議会

1. はじめのことば
2. 建設経済部長あいさつ
3. 委員紹介
4. 仮議長選出
5. 会長・会長職務代理者選出
6. 会長・職務代理者就任あいさつ
7. 議事  
1) 上野原市景観計画について
8. その他
9. おわりのことば

### □配布資料

1. 委嘱式次第
2. 都市計画審議会次第
3. 上野原市都市計画審議会委員名簿
4. 上野原市景観計画資料
5. 上野原市景観条例（案）
6. 都市計画審議会設置に関する根拠法令
7. 上野原市都市計画審議会条例
8. 都市計画について
9. 上野原市の都市計画の経緯、都市計画の現状と課題

### □出席者（○は出席）

#### ○識見を有する者（1号）

- " " " " "

中井 道夫

飯島 勤

大山 熱

武藤 慎一

小坂 恭一

中田 無双

清水 範男

佐藤 満

堂本 隆司

鷹取 偉一

小俣 修

東山 洋昭

池谷 和樹

山根 正人

渡邊 英治

波多野 裕明

#### ○市議会議員（2号）

- " " "

天野 幾雄

#### ○山梨県職員（3号）

- " "

後藤 学

#### ○市民代表（3号）

- " "

中村 慎

#### ◆事務局

##### ○建設経済部

部長

天野 幾雄

##### ○都市計画課

課長

後藤 学

##### ○都市計画課

計画担当リーダー

中村 慎

##### ○都市計画課

計画担当

飯塚 宣裕

##### ○都市計画課

計画担当

久田 真弘

\* 敬称略、順不同

## 2. 発言要旨

### ■委嘱式

#### 1. はじめのことば

(事務局)

- ・本日は、お忙しい中をご出席いただき、感謝申し上げる。
- ・ただいまから、上野原市都市計画審議会委員の委嘱式をはじめさせて頂く。
- ・私は、本日の進行役を務めさせて頂く、建設経済部都市計画課長である。
- よろしくお願ひしたい。
- ・それでは、お手元の次第にしたがって進めさせて頂く。

#### 2. 委嘱状交付

(事務局)

- ・各委員に委嘱状を手渡すので、市長が参りましたらご起立をお願いしたい。

●市長より、各委員に委嘱状を交付した。

#### 3. 市長あいさつ

(江口市長)

- ・本日は、皆様には何かとご多忙の中、委嘱式並びに第1回上野原市都市計画審議会にご出席を賜り、お礼申し上げる。
- ・また、皆様方には、平素より市政運営にご理解とご協力を頂いていることを、この場を借りてお礼申し上げるとともに、2年間の任期の間、上野原市のまちづくりの要として、ご協力をお願ひしたいと思う。
- ・これまで上野原市では、平成26年10月に策定した都市計画マスターplanにおいてまちづくりのイメージを「人と自然にやさしい環境共生都市“うえのはら”都市環境と自然環境の共生」と位置づけ、シビックゾーンの見直し、用途地域の設定、地区計画の設定を行ってきた。
- ・また、上野原駅南口の周辺整備事業においても、駅へとつながる昇降施設が完成し、駅前ロータリーなどの工事も順調に進んでおり、四方津駅周辺のバリアフリー事業の協議とあわせて、市民の皆様の利便性の向上のために取り組んでいるところである。
- ・平成26年度より検討を進めてきた景観計画に関しては、市民の皆様による風景づくり市民懇談会や市役所内の庁内検討会、また、有識者や市民代表などによる策定委員会で専門的な意見を取り入れながら、計画案を策定した。
- ・3月にはパブリックコメント、7月には住民説明会を開催しており、本日、この後の都市計画審議会において皆様にご審議、ご同意を頂ければ、景観計画も概ね完成となり、最後の修正を経て、来年の3月に完成、4月には施行を予定している。
- ・さらに、市では7月より、立地適正化計画の策定についても取り組みをはじめたところである。
- ・計画の目的など、内容については、これから会議の中で事務局から詳しく説明させて頂くが、上野原市のまちづくりには欠かせない計画となっている。
- ・重要な計画であるので、この立地適正化計画においても、広く意見を取り入れるため、今後設置を予定している庁内検討会や策定委員会において議論、検討を重ねていくが、これと同様に本日委嘱をさせて頂いた委員の皆様にもご意見を伺いたいと考えている。

- ・皆様方には、多くの重要な役割をお願いし、大変ご苦労をお掛けする訳であるが、どうか今後とも上野原市のため、市民のためお力添えを頂きたく、お願い申し上げる次第である。
- ・結びに、皆様方のご活躍とご健勝を心より祈念申し上げ、委嘱式にあたってのあいさつとさせて頂く。
- ・どうぞ、よろしくお願ひしたい。

#### 4. 閉式のことば

(事務局 後藤課長)

- ・これをもって、上野原市都市計画審議会委員の委嘱式を閉じさせていただく。
- ・なお引き続き、上野原市都市計画審議会を開催させて頂く。
- ・江口市長は公務のため、ここで退席させて頂くので、ご了承願いたい。

●江口市長は、公務のため退席した。

### ■都市計画審議会

#### 1. はじめのことば

(事務局)

- ・ただいまより、平成29・30年度任期、上野原市都市計画審議会、第1回会議をはじめさせて頂く。
- ・はじめに、建設経済部天野部長よりあいさつを申し上げる。

#### 2. 建設経済部長あいさつ

(建設経済部長)

- ・本日は、上野原市都市計画審議会の委員委嘱式終了後に審議会開催となり、特に都市計画審議会の委員にはじめて委嘱された方におかれでは、早速の審議でご苦労頂くことになるが、よろしくお願ひしたい。
- ・本日は、都市計画審議会の会長及び会長職務代理者の決定の他、上野原市景観計画について審議をして頂く。
- ・委嘱式での市長あいさつにもあったが、立地適正化計画については、今後、地方が持続していくための都市づくりを進めることができるように策定するもので、今後の上野原市のより良い行政持続のため、また、市民の皆様により生活しやすい環境を提供するために、必要不可欠なものとなる。
- ・この立地適正化計画においては、市民の皆様方の多様な意見を伺うとともに、審議会の委員も加えた策定委員会などで、検討・審議を進め策定していきたいと考えている。
- ・都市計画審議会の皆様には、貴重なご意見を伺う機会を設けさせて頂くが、上野原市の都市計画行政発展のために協力を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではあるがあいさつとさせて頂く。
- ・本日はよろしくお願ひしたい。

#### 3. 委員紹介

●司会より、委員、事務局、コンサルタントの紹介をした。

#### 4. 仮議長選出

- 仮議長として、鷹取委員を選出した。

#### 5. 会長・会長職務代理者選出

- 会長に中井委員、会長職務代理者に飯島委員を選出した。

- 会長の決定により、鷹取委員の仮議長の職を解任した。

#### 6. 会長・会長職務代理者就任あいさつ

##### (中井会長)

- ・推薦ということで、会長をやらせて頂く、山梨学院大学法学部政治行政学科で教授をしている中井道夫である。
- ・よろしくお願ひしたい。
- ・年間2,000万人の外国人が、観光客としてやってくる時代になっている。
- ・東京のすぐそばの本市も、これから大きく変わろうという時代を迎えている。
- ・そういう中で、都市計画審議会の委員を務めさせて頂くということは、非常に責任が大きい訳であるが、皆さんと一緒に頑張って職務を全うしていきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

##### (飯島会長職務代理者)

- ・ご推挙頂いたので、会長職務代理者として一生懸命やらせて頂く。
- ・会長を補佐しながら、皆様の審議がスムーズに進むよう務めさせて頂くので、よろしくお願ひしたい。

#### 7. 議事

##### (事務局)

- ・これより議事に入りたいと思う。
- ・上野原市都市計画審議会条例第5条により、会長に議長をお願いする。

##### (議長)

- ・次第に従い、進めて参りたいと思う。
- ・本日は、上野原市景観計画が大きな内容である。
- ・その他という項目もあるが、まずは上野原市景観計画について、審議をしていきたいと思う。
- ・委員の皆様からご意見等があれば、伺っていきたいと思うのでよろしくお願ひしたい。
- ・議事に先立ち、上野原市審議会運営規則第14条第2項に基づく、本日の議事録署名委員を、中田無双委員と東山洋昭委員の2名にお願いしたいと思う。
- ・ただいまより議事に入りたいと思う。
- ・最初に上野原市景観計画についての審議である。
- ・まずは、事務局より説明をして頂く。

##### 1) 上野原市景観計画について

- 上野原市景観計画、景観条例（案）の概要について説明を行った。（事務局）

(議長)

- ・大量の資料を駆け足で説明して頂いたので、まだ整理がつかない部分もあると思う。
- ・上野原市景観計画は、かなりの内容を精力的に住民参加でまとめて頂いた資料だと思う。
- ・これを読み取るのも大変だと思うが、意見や細かい部分の質問があればお願ひしたいと思う。
- ・景観条例も含めて審議をするのは、かなり大変だと思うが、景観条例と共に景観計画の概要をご覧になって、何か気が付いたところがあればご意見等をお願いしたいと思う。

(委員)

- ・資料の9ページに、景観計画の策定経過がある。
- ・今年の3月にパブリックコメントを実施したということと、7月に住民説明会を開催したということが記載されている。
- ・そこでの意見と、意見に対して市としてどのような対応をしているのかを教えてもらいたい。

(事務局)

- ・3月に実施したパブリックコメントについては、意見は一件も無かった。
- ・7月に開催をさせて頂いた住民説明会においては、多くの質問があげられている。
- ・細かい内容は、数が多くて申し上げきれないが、例えば都市計画法との絡みや、防災の観点に関する質問を頂いた。また、表彰制度の有無や補助制度の有無などについて質問を頂いた。
- ・表彰制度については、計画にあるように、5年を目途に取り入れていきたいという回答をさせて頂いた。
- ・質問が多く、内容も多種多様に富んでいた。事務局すぐに回答できない内容も多く、景観計画の策定が終わって実行に移した後に、市民の皆さんに説明させて頂きたいという回答をさせて頂いた部分が多かった。
- ・防災面にかなり興味を持たれている方もいたが、景観の内容とは少しずれている部分があったので、市の防災担当と話をした上で回答させていただくこととした。
- ・記録を見ると、里山が荒れて鳥獣害があるといった意見もあり、景観とつながると言えばつながるが、景観以外の部分についても質問が多く出た。
- ・その他、都市計画マスターplanとの整合性といった意見があり、都市計画マスターplanに沿った内容で、景観計画も進めていきたいと回答させてもらった。
- ・住民説明会での意見をまとめたものを、後日、皆様に報告できればと思う。
- ・住民説明会には、区長が多く参加していた。
- ・上野原市には、山間地などに小さな地区が多数ある状況の中で、冊子から内容を読み取るのはなかなか難しいということで、場合によっては、事務局が出張して説明会を設けてもらいたいという要望があった。
- ・その場合は、市の担当が地区に伺って説明をさせて頂くということで、話している。

(委員)

- ・あまり紛糾する状況はなく、計画を変更するような内容は無かったということでおろしいか。

(事務局)

- ・計画を変更するような意見はなかった。

(委員)

- ・資料の3ページに「上野原市らしい固有の景観の喪失が懸念されています。」と謳われているが、具体的にどういった所の景観の喪失が懸念されているのか教えてもらいたい。

(事務局)

- ・上野原市らしい固有の景観としては、山稜の景観や河岸段丘の景観をあげることができる。
- ・そういった地域において、山が荒れているといった問題があり、景観が変わってきているということが考えられる。
- ・また、昔ながらの景観という部分で集落の景観があるが、見た目の部分だけではなく、地域の住民の皆さんと考え方も変わってきている。
- ・昔から考えられてきた上野原市らしい景観として、河岸段丘の景観を保全していくということがあるが、そういった景観の保全に向けた住民意識の向上ということも計画に盛り込んでいる。

(委員)

- ・参考資料3の14ページに、「景観計画について」という項目があり、景観法や景観計画について簡潔にまとまっていると思う。
- ・国が景観法を制定して、上野原市も景観行政団体になっているが、届出が非常に増えると感じる。
- ・これまで建築基準法や都市計画法に基づく届出がある。
- ・質問したいのは、森林にソーラーパネルを設置したい方がおり、届出をした時に、非常に景観的に醜いということがある。
- ・上野原市には、いまのところそういう場所が無いように見受けられるが、当然、これからはそういうものが出てくると思う。
- ・そういった時に、あまりに景観にマッチしないということであれば、設置を止めることはできないのか。
- ・どういった制度で設置を止めることができるのか。
- ・景観条例には罰則規定は謳われていないように見受けられる。
- ・話し合いの中で決めていくということが書いてあり、こういう形で行政指導をしていくことだと思うが、限界があると思う。
- ・市としての考え方を聞かせてもらいたい。
- ・先ほど、パブリックコメントでは意見が無かったという話があった。住民説明会では、色々な意見が出てきたということである。
- ・上野原市全体が今回の計画の中に入っているので、住民説明会の開催場所、参加人数を教えてもらいたい。

(事務局)

- ・景観計画の本編の中に、景観形成基準が掲載されている。
- ・景観形成基準の中で、太陽光発電施設については、設置基準を設けるものとしている。
- ・山梨県内でも、全国的にも、太陽光発電施設については、苦慮しているところである。
- ・上野原市としても、県の景観づくり推進室や本日出席していただいている景観の識見者である委員に相談させて頂いた中で、太陽光発電施設についてどのような規制をしていくか検討をしている。
- ・言い方は悪いが、地上設置型の太陽光発電施設については、できる範囲で規制をしていこうと思っている。
- ・太陽光発電施設の設置基準は、まだ出来上がってないが、出来上がり次第、皆様にお渡しできるようにしたいと考えている。

- ・もちろん、その際には説明もさせて頂ければと考えているので、よろしくお願ひしたい。
- ・もう一点、住民説明会は、7月19日にもみじホール2階の会議室2で開催した。出席者は、46名であった。
- ・住民説明会の開催にあたり、区長には通知を差し上げたので、多くの区長に出席して頂いた。
- ・一般の方にも、広報やホームページで呼びかけを行った。

(議長)

- ・こういった景観に関するガイドラインや方針、景観形成の方向性を市民と合意形成できたとしても、それを実現するための、例えば罰則規定といった部分についてはどう考えるのかという質問があったと思うが、その点についてはどうか。

(事務局)

- ・罰則規定については、景観条例に規定していないなくても、景観法に厳しい規定が設けられている。
- ・景観法の中では、原状回復の命令に違反した場合には1年以下の懲役又は50万円以下の罰金といった厳しい罰則がある。

(委員)

- ・行為の届出について、一般の住宅については、届出が必要になるような大きなものは滅多にないと思う。
- ・現在、住宅を建てる際には確認申請の手続きが必要である。一般の住宅については、景観条例の届出は必要ないので、確認申請だけでいいと思う。
- ・しかし、この確認申請に関しても、違法建築がある。
- ・違法建築でも着手してしまえば、問題が表面化しても大工や施工者が始末書を一枚書けば、そのまま建物が建ってしまう。
- ・島田地区は風致地区に指定されているにも関わらず、現実的にそういった違法建築がある。
- ・既得権といったものである。
- ・今回の景観計画に関しては、一般の住宅は届出義務がないが、違法建築が発覚した場合、景観法に規定されている罰則が適用されるのか。
- ・高さ10mなど、色々と厳しい制限があるが、風致地区条例でも、最大では15mまで認められていると思う。
- ・10mという中途半端な高さを設定しているのはなぜか。

(事務局)

- ・景観法で定めている変更命令や罰則の関係については、特定届出対象行為に対する規定になる。

(委員)

- ・違法建築の場合には、やり得ということになるのか。

(事務局)

- ・景観法に基づいて命令等を行えるのは、あくまで形態・意匠の基準にそぐわないものである。
- ・特定届出対象行為に該当する建物が、形態・意匠の基準にそぐわない場合に、罰則の対象になってくる。
- ・それ以外の、例えば建築基準法に違反するものであれば、別の方面から行政指導が行われるはずである。

(委員)

- ・実際には、始末書で済んでいる。

(事務局)

- ・実際には、施工状況報告を求められるといった手続きがあると思う。

(議長)

- ・景観法で、そこまでの厳しい指導はできるのか。

(委員)

- ・本日の資料の18ページ、19ページに行為制限のための手続きが記載されている。
- ・届出対象行為については、届けてもらうということである。
- ・その内容を認めるか認めないかということが、景観形成基準ということになる。
- ・風致地区の高さ10mというものは基準なので、それ以上の高さは認めないとということである。
- ・その辺りがどうなっているのか説明してもらえばいいと思う。

(事務局)

- ・風致地区で定めている10m以下の基準と、ここで言っている届出対象行為は10mを超えるものというものは、リンクはしていない。
- ・景観計画では10mを超えるものは届出をしてもらうということになっている。
- ・景観形成基準の方では、例えば市街地景観形成地域の場合には高さ20m以下、集落景観形成地域の場合には高さ15m以下、森林景観形成地域の場合には高さ13m以下という基準が、地域に応じて定められている。

(委員)

- ・それは、法で定められているのか。

(事務局)

- ・市の景観計画の中で定めている。

(委員)

- ・甲府市など既に景観法による規制を実施しているところがあるが、そういうところは10mといった基準になっているのか。

(事務局)

- ・様々ではある。

(委員)

- ・上野原市が一番厳しいのではないか。

(事務局)

- ・一般的に使われている数値を上野原市でも採用している。
- ・いわゆる市街地の部分については高さ20m以下という基準で、森林の方はもう少し厳しく13mという設定をしている。

(委員)

- ・私は、風景づくり市民懇談会から参加し、策定委員会にも続けて参加させて頂いた。
- ・この景観計画と都市計画は連動すべきものだということで、本日の都市計画審議会では、景観計画について概略を説明して頂いていると思う。
- ・景観計画の策定委員会では、風景づくり市民懇談会と策定委員会で終わりにせずに、具体的にどのように段階的な取り組みを推進していくのかという話があった。
- ・何事もそうだと思うが、一番の大変なポイントになると思う。
- ・私たち市民が参加した風景づくり市民懇談会の意見は、末永く活かされて欲しいことがある。
- ・それを受けて、資料の29ページ以降に取り組みの推進の姿勢が書かれている。
- ・I期の概ね2年以内に着手という部分が、最初のポイントになると思う。
- ・具体的に、「市民意識の醸成と活動の芽の育成」について、最近呼ばれているのは、市民、行政、議会、企業、諸団体の協働・連携による景観づくり、まちづくりといったことである。

- ・これは、どこの自治体でも、取り組みの大きな柱になっていると思う。
- ・ここに書かれていることは、2年以内に着手となっているが、例えば市民の話し合いの場、市民懇談会を開くとか、講座を開くといったことは、どこが主導をして、どのような計画で、優先順位もあると思うが、いつ頃から、どの部分から手を付けるのか。
- ・この会議には参加していない、風景づくり市民懇談会に参加した友人も多いので、「その後どうなった」と時々聞かれる。
- ・先ほど話があったパブリックコメントも含めてだが、まずは市民の意見を聞く必要がある。
- ・市民の中では、あちらこちらでまちづくりに関する具体的な活動が行われており、また、手を挙げている諸団体も多くなっている。
- ・話し合いの場などを設けて頂き、それぞれの団体の持っている良さを出して頂き、それを活かしながら、どこから手を付けてどうしていくのかということを、市民としては是非お願いしたいと思う。
- ・取り組みの予定があれば聞かせて頂きたい。

**(議長)**

- ・景観施策の段階的な取り組みの推進ということで、概ね10年を目途に計画が書かれているが、どこから手を付けるのかという話である。

**(事務局)**

- ・景観施策の段階的な取り組みについては、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期にわけて記載している。
- ・まずⅠ期の部分についてどこから手を付けていくのかという質問であるが、風景づくり市民懇談会という市民の公募による団体が、いろいろと活動してきてくれた。
- ・そういう活動をしてくれた皆様に、できれば、一度声掛けをさせて頂ければと思っている。
- ・そういう方に声掛けをするとともに、その他の興味がある方も募らせて頂いた中で、意見を聞きながら、どういうふうに進めていくのかということを詰められればと思っている。
- ・私どもの方でまずやらなければならない部分としては、景観というものを知ってもらうということだと思っている。
- ・市民意識の醸成を、届出の事務などを行う中で、まずは都市計画課で先導的にやらせて頂きたいと思う。
- ・それ以外にも、観光の観点からは経済課の協力を得たり、教育委員会などの協力も得る中で、一緒に進めていければと考えている。
- ・こう出来ればという考え方であり、これを何月からということは、まだ決まっていないので、まずは市民の皆様の意識の醸成というところから進めたいと思う。

**(議長)**

- ・ここまで議論を少し総括すると、景観という極めて主観的なものについて、方向性を出すのは、市民の合意がないとかなり難しいことがある。
- ・景観は、建物や道路、自然の山や川など色々なものを含んでいる。
- ・したがって、防災計画や交通計画、土地利用計画や都市計画、さらには福祉計画、都市計画マスターplanとの整合性など、あらゆるまちづくりや都市計画的な作業と結びついている。
- ・こういう話を住民参加でやると、市民は、まずは戸惑うと思う。
- ・「屋根の色を変えろということか」とか、「3階建てにしたいけれども、それはダメだ」とか、私的な権利を制限する方向にいくのかと思う。

- ・まずは住民参加で、地域の良いところ・悪いところを出してみると、景観的に直したいところを出してみると、現地調査をしてみると、というやり方をしたと思う。
- ・その結果をまとめた時に、どこの部署で受けるのかということがある。福祉で受けるのか、交通で受けるのかということがある。
- ・市民からは、色々な要望や意見が出てくると思う。
- ・現在は都市計画課が担当しているが、都市計画だけでなく、企画や福祉も含めて取り組んでいく必要がある。
- ・30年前に、世田谷区が「煙突の色を決めよう」といったことをやり出した。
- ・世田谷区は、アーバンデザイン室というものをつくった。
- ・内容を審査して、要望を振り分けて、条例に結びつけたり、イベントに結びつけたりする専門家である。
- ・景観とは何なのか、市民はどういう景観を望んでいるのか、こういう景観を操作すると都市計画にどう影響するのかといったことを考える専門部署として、アーバンデザイン室をつくり、行政の仕組みがどんどん変わってきた。縦割りが横割りになった。
- ・真正面から受けるには、行政の姿勢やシステムを変えなければいけない、大変な事業だと思う。
- ・非常に広範囲なものを受け、自治体の総合計画で受けなければいけないような市民参加をしていながら、行政側はどういう組織で受ける用意があるのかという部分を聞かせてもらいたい。

#### (事務局)

- ・大きな考え方について広範囲で市民の皆様に呼び掛けた中で、行政としては、今後どう取り組んでいくのかという質問だと思う。
- ・現段階では、主導していくのは都市計画課になる。
- ・今後、市役所の各課も巻き込んだ中でやっていければと考えている。
- ・各担当課には話をさせて頂く。
- ・景観計画の検討の段階では、庁内検討会を設けていた。
- ・景観に関する各課の担当、例えば防災や企画、交通の関係にも入って頂いた中で、庁内検討会を開催している。
- ・今後、景観計画が出来上がった後も、庁内での検討会を行いながら進めていきたいと考えている。
- ・例えば、庁内のプロジェクトチームを立ち上げ、この分野についてはどの課でやっていけばいいのかといったことを話し合いながら進めていきたい。
- ・実際のところは確定していない部分であるが、追々やっていければと考えている。

#### (委員)

- ・県道や国道にツツジなどが植えられている。
- ・それを管理しているのは、県や国なのかもしれないが、それをどうするのかということが、一番具体的な話だと思う。
- ・例えば、上野原は、昔から斜面に白いツツジが植えられている。警察署のところの土手にも、大きな素晴らしいツツジがあった。駅前の通りにもある。
- ・県道だから県が管理しているという話なのか。そういうこともひっくるめて上野原市の景観を良くするために、市でお金を出して管理をやる気があるのかという話からしないと、大きな話ばかりしていて、何をやっていいのかわからない。
- ・一番手っ取り早い話は、駅前ができたのだから、県道だろうがなんだろうが、市で管理して駅前の道路をきれいにしていくということがあってもよい。
- ・そういう姿勢を出しながら、こういう話をしないと、漠然としていて、話し合い

だけで何も形が出てこない。

- ・もう少し具体的な話をしてはどうかと思う。

(議長)

- ・プロジェクト型の施策を、今後進めていかなければいけないのではないかという意見であると思う。

(事務局)

- ・I期に位置付けられている施策を、どこの部署がやるのか、今後どうするのかという疑問を持たれているのだと思う。
- ・現在、都市計画課を中心になってこの景観計画を策定している。したがって、色々と問題はあるかもしれないが、窓口は都市計画課で動き出す。
- ・概ね5年以内に着手する事業の中に、景観協議会の設置検討という内容がある。その協議会ができたところで、そちらにバトンタッチするということもあると思う。
- ・国道、県道、市道などの法面の景観については、住民からも色々な意見がある。
- ・それらも含めて、この景観計画の策定に取り組み、その中で関係機関にも呼び掛けて、上野原市の景観づくりにご理解を願いながら、推進していきたいと思う。

(委員)

- ・国道の斜面でも県道の斜面でもいいので、実際に予算をかけて、市としてお金を出して草刈りもやるといった具体的な話の方が煮詰まってくる。

(事務局)

- ・現状は計画の段階で、今後の計画策定後については、「協働」ということを謳っている。
- ・他の自治体でも計画が策定されてから、計画は逐次変更できるので、計画を変更しながら進めている。
- ・例えば、団体に補助金を交付するということも、これから考えていかなければならない。
- ・それを決めていくにあたって、一番初めの出だしの計画であるので、今後計画を見直していくということを踏まえ、風景づくり市民懇談会などと話を詰めた上で検討していきたい。
- ・市民の皆様の意見を反映させていって、計画をどんどん良いものにしていこうという考え方である。
- ・今後市民の皆様と話をした中で、そういうことを決めていったり、例えば、お金を出すとか、市役所の職員も草刈りをしていこうとかといったことを、これから考えていかなければならないと思う。
- ・また、市が主体となってやる部分についても、市民の皆様と話をした中で、いろいろ決めていく。
- ・具体的な部分については計画の中で言及できていない部分が多くあるが、その部分については、今後どんどん前進しながら検討していくことを考えている。

(議長)

- ・景観という切り口であるけれども、話の中身は30年くらい前から東京中心に行われた、コミュニティカルテ運動と同じである。
- ・問題点を引っ込みて、いい所を伸ばそうという話である。
- ・景観だとか、緑だとか、福祉だとかいろいろな側面があるが、それを市民の目線で見て、いい所は伸ばそう、悪いところは引っ込めよう、それに向かってどういう絵が描けますがという、コミュニティカルテ運動に近いと、私は思っている。
- ・しかし、市民の意見を受ける行政は、国の縦割り行政に沿って、それは国道事務所だ、それはバス会社だなど、責任転嫁をしてきた状況がある。

- ・しかし世田谷などの自治体では、アーバンデザイン室といった部署がまとめながら取り組んで、まちが良くなつた。

(委員)

- ・上野原市景観計画策定委員会に携わらせていただいていたので、簡単に話をしたいと思う。
- ・公共事業の予算をしっかりと行政主導で景観をつくるということも一方でとても大事であるが、もう一方で、景観は生き方の現れである。
- ・例えば、先祖から受け継いだ雑木林が、管理ができなくてだめになっている時に、その景観を良くしようと思ったら、単に行政がお金をかけてということでは、とても対応できない。
- ・それを皆でどう管理していく、あるいは農村・山村の景観をどうやって守っていくとなると、農業をどうする、活性化をどうしようということになり、全てのことに繋がってくる。
- ・これまでどちらかと言うと、道路や河川など行政がやる内容であったが、市民の人たちが市民自らやるというように、活動を盛り上げていかなければならない。
- ・その時に、コミュニティだとか防災だとかいろいろなやり方があるが、景観は生き方の現れなので、そこをきっかけにすると、色々なまちづくりに広がりやすい。
- ・少し面倒くさいかもしれないが、これを機会に、地域の方々のまちづくり活動をどんどん盛り上げていくことが、景観づくりの究極の目的になる。
- ・今日の議案の景観計画というものは、残念ながら法律的にそこまではできない。
- ・なぜかというと、景観計画は規制である。規制によっていい景観はできない。
- ・先ほど高さ規制の話があったが、10m、20mというのは、実はほぼ現状である。
- ・現状よりも突出してひどいもの、色彩が特にひどいものを規制する内容である。
- ・しかし、いいものをつくるということは、まだまだ難しい。
- ・そのため、計画の後半に、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期という形で、市民を巻き込みながら、難しいことをやっていかなければならないということが書かれている。
- ・実は、景観形成基準の中身を見ると、あまり具体的ではない。
- ・京都とか、市民の人たちが「私たちのまちの建物のデザインはこうなんだ」ということがはっきりしている場所ではもっと細かく書けるが、上野原市はそうではない。色々なものがあるので、とても無理である。
- ・そのため、基準は緩くしてある。
- ・これから、景観形成を特別やろうと、市民の方たちから意見があがってきたら、どんどん内容を細かくしていくことも必要である。
- ・それから、先ほど意見があった進め方について、形式的にやるよりも、やる気のある人たちから、そこを褒めて、そこに支援をして、そういう活動をたくさん出していくという、草の根的な活動が必要だと思う。
- ・それをどうするかというのが、都市計画審議会でのこれから議論になっていくのではないかと思う。
- ・市の事務局には、非常に丁寧にやって頂いているが、年度が替わると異動することがある。
- ・そうすると、やることが非常にあいまいなので、がんばろうとすると、予算をとってやるが、もしやる気がなかったら、あまり動かないかもしれない。
- ・その時に、この都市計画審議会や市民団体の方々が、もっと景観づくりをやろうという形にしていくことが大事である。

(議長)

- ・住民主体の活動なので、まちづくり活動に繋げて、今後うまく育てられるように審議会もしっかりと応援して頂くということだと思う。

(委員)

- ・先ほど会長から、主観と客觀という話があったが、まさしくその通りだと思っている。
- ・資料に甲州市の家電量販店の写真があるが、写真のように変わって景觀が良くなつたと、皆さんが思っているかどうかわからない。
- ・私は、前の方が景觀がいいと思っている。
- ・その他にも、高さ10mという話があったが、私は10mより高い建物が上野原にできたら、景觀がいいと思っている。
- ・私は工業団地の小さな工場の人間であるが、工業団地に建物を建てる時に、自然にマッチした色でなければ建てることができない。国はお金を出さないという話があった。
- ・それが、主観と客觀である。
- ・ピンクの建物を建てた人もいる。あれは、その企業の社長が、ピンクが周りの自然にあつてていると思ったので建てたものである。
- ・私のところは、ベージュの建物を建てた。私は、ベージュが自然に一番あつていると思ったからである。
- ・グリーンの建物を建てたところもある。それは、自然がグリーンだから建物もグリーンということだと思う。
- ・人それぞれ考え方方が違うので、この資料を出されてこうしようと言わると、私は疑問に思う。
- ・そういう点も踏まえて、皆さんの多様な意見を聞きながら、私も勉強したいと思っている。

(議長)

- ・景觀は難しい。

(委員)

- ・各委員の話はもっともだと理解している。
- ・いますぐに出来るものが、たくさんある。
- ・昔のように、勤労感謝の日に市民総出で清掃活動をするといったことがある。
- ・あるいは地区で、区長の号令で、各戸で出てまちをきれいにしたり、植栽をしたりするということもある。
- ・できることはたくさんある。
- ・私は市観光協会に携わらせていただいているが、新しい駅前に観光案内所ができる事から、観光協会が「活動する観光まちづくり協会」に変わることになる。
- ・活動している人たちに、風景づくり市民懇談会のメンバーもたくさんいる。
- ・まずは、都市計画課で声掛けの計画を立ててもらいたい。具体的に声を掛けることは、私がやる。
- ・とりあえず、そういう活動をしている人たちに集まってもらう必要がある。
- ・難しく考えないで、今できるもので、世間に発信できるものがたくさんある。
- ・どういうところからつくりあげていくかということは、先ほどの景觀識見者の話の通りである。
- ・そこからはじめて頂きたい。
- ・フットパスは、素材はとっくにできている。国民文化祭でもやっている。
- ・できているものも、すぐにできるものもたくさんある。
- ・上野原市には観光協会のホームページがない。これを、来年から一般社団法人化する観光協会で取り組んでいく。
- ・リンクを張って、各会員のホームページに飛べるようにしていく。
- ・もちろん、年会費も上げる予定である。

- ・まず、外の人が上野原を見た場合、今の市のホームページもかなり良くできてきてはいるが、まだまだ足りないものがたくさんある。
- ・そういうところから、取り掛かったり、市民の意見を聞いて何ができるか検討したりということがある。
- ・先日のフジマリモに、UKK上野原をきれいにする会が掲載された。そこは、まさにそういう団体である。
- ・なぜ、もっとそういう輪が広がらないのか。
- ・それをどこが主導するのかと言った時に、市民団体で「俺がやる」というところはなかなか無い。
- ・申し訳ないが、例えばこの都市計画審議会や都市計画課で、団体が集まる機会を是非一度設けてもらいたい。
- ・まずは、そこからスタートではないかと思う。
- ・農業はどうだ、林業はどうだ、漁業はどうだなど、色々な話が出てくると思う。
- ・できるだけ協力するので、号令掛けをお願いしたい。
- ・集まる機会を設けてもらえば、後は私たちでまとめるので、よろしくお願いしたい。

(議長)

- ・観光協会などがやるという話なので、そこから具体的な第一歩ができると、勢いがついていいと思う。
- ・都市計画審議会であまり細かいことまでやると大変だが、こういったボランティア的な動きを利用したらどうかという意見である。

(委員)

- ・私は、上野原の新町三丁目で生まれ育った。
- ・本町一丁目、本町二丁目もそうだが、上野原宿の商店街のど真ん中である。
- ・上野原の商店街は、シャッター通りになって、商店街が歯抜けになっている。
- ・景観という点では、上野原を代表するような市街地がそういう状況になっている。
- ・この景観計画を受け取った時に、そのことはまったく触れてなかつたので、商店街の問題と景観は別なのかなと思った。
- ・事務局にお願いしたいが、タベ一夜漬けで全部読んだが、私は読むのが遅いので、もう少し早く資料を送って頂けるとありがたい。

(議長)

- ・商店街の景観は、道路景観を含めて重要だと思う。
- ・個別の具体的なことをきっかけにすると同時に、商店街の再生の問題なども支援をして、取り組んでいく必要があると思う。
- ・いろいろ話が広がってきたが、この景観計画は、住民参加で市民を巻き込んでまとめ上げ、答申の段階まで来ている。
- ・この景観計画及び資料にある景観条例について、委員の皆さんに同意を頂けるか。

●上野原市景観計画素案について、意見をお伺いした。

特に計画及び条例について要望等意見はなく、異議なく同意された。

(議長)

- ・都市計画審議会として同意したということで、納めたいと思う。
- ・今後、議会の皆さんにもご支援をよろしくお願いしたい。
- ・景観計画については、都市計画審議会として同意したということで、今後暖かく見守るということにしたいと思う。

## 8. その他

### (事務局)

- ・続いて次第の「8. その他」についてである。
- ・その他では、委員委嘱に伴い、簡単ではあるが都市計画について説明させて頂く。

●資料「都市計画について」に基づき、都市計画制度の概要等について説明を行った。(事務局)

### (事務局)

- ・「上野原市の都市計画の経緯」、「都市計画の現状と課題」、「都市計画審議会での検討が必要な事項」といった資料をお配りしているが、時間がかなり遅くなってしまっている。
- ・先ほど市長や部長のあいさつの中でも話があったが、立地適正化計画については、詳細に委員の皆様にお伝えしたいと考えている。
- ・本日は時間がないので、大変申し訳ないが、来年1月か2月頃にもう一度お集まり頂き、詳細について説明をさせて頂ければと考えている。
- ・一点変更があったので、その部分について申し上げる。
- ・資料4の3ページに「上野原駅周辺整備について」ということで書かせて頂いている。その最後の方に、「また、土地区画整理事業組合におかれましても、事業エリア内の水路工事や造成工事を市と調整しながら順次行っており、更には、商業施設の整備につきましてもDCMくろがねや(株)において、上野原市土地利用調整会議の審議を経て、都市計画法に伴う開発許可後には工事着手の予定です。」と書いてあるが、つい先日の11月7日付で開発許可が下りている。
- ・許可が下りているので、今後近いうちに工事が着手されることとなっている。
- ・そこが変更となるが、それ以外の部分の説明は、本日は割愛させて頂く。
- ・年明けに再度お集まり頂き、勉強会ができればと考えているので、よろしくお願ひしたい。

## 9. おわりのことば

### (会長職務代理)

- ・本日は、大変お忙しい中をお越し頂き、長時間に渡り貴重なご意見を頂き、お礼申し上げる。
- ・今後とも、よろしくお願いしたい。

### (事務局)

- ・以上をもって第1回上野原市都市計画審議会を閉じさせて頂く。

(以上)

会議議事録署名委員の署名

以上、会議の経緯を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成 20 年 2 月 22 日

議事録署名委員 会長

中井道夫  
喜山洋昭

議事録署名委員 委員

議事録署名委員 委員

中田義久